

## 吉川市子育て世帯訪問支援事業 業務委託仕様書

1 業務の名称 吉川市子育て世帯訪問支援事業業務委託

2 業務の目的

児童福祉法第6条の3第19項に規定する子育て世帯訪問支援事業として、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

3 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

4 履行場所 吉川市内全域

5 対象者

- (1) 市内に居住し、保護者に監護させることが不相当であると認められ、又はそのおそれのある児童の保護者
- (2) 市内に居住し、食事、生活習慣等について不適切な養育状態にあり、養育を支援することが特に必要と認められ、又はそのおそれのある児童の保護者
- (3) 市内に居住し、若年での妊娠等により出産後の養育について支援を行うことが特に必要と認められ、又はそのおそれのある妊婦
- (4) その他市長が特に支援が必要と認めた者

6 業務の内容

(1) 次に掲げる訪問支援

ア 子育て世帯が抱える不安や悩みの傾聴

イ 食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート等の家事支援

ウ 育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助等の育児・養育支援

エ その他、市が特に必要と認める支援

(2) 実施報告及び請求書の提出

受託者は、市に対して履行月の翌月 15 日までに、支援の記録及び支援の実施状況に関する報告及び委託料の請求を行うものとする。

(3) 市との連携

受託者は、支援の実施中に児童の養育環境の変化等を把握した場合等、その他必要に応じて市に随時の報告を行い、連携を図ること。また、市が必要と判断した場合、事業者に対し会議への参加を求めることができる。

7 業務を実施する日時

(1) 実施日

月曜日から金曜日までの間とする。ただし、次に掲げる日を除く。

ア 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

イ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(2) 実施時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間で、1 日に 2 時間以内を原則とする。

(3) 実施回数

実施回数は 1 月に 4 回までとし、1 日につき 1 回を限度とする。

(4) 訪問支援員の派遣時間

ア 1 時間未満の端数がある時は、30 分未満は切り捨てとし、30 分以上は 1 時間に切り上げる。

イ 訪問支援員の派遣時間は訪問から辞去までの間の実質援助時間数とし、訪問支援員の食事や休憩時間は派遣時間に含まない。ただし、訪問支援員が利用者宅訪問前に当該世帯の援助を行う場合、開始時間は、事業所を出発した時刻とする。また、辞去後に当該世帯の援助を行う場合の派遣終了時刻は、事業所に到着した時刻までとする。

8 受託者の要件

受託者は、次に定める要件をすべて満たすこと。

(1) 業務内容に対応できる訪問支援員を有するなど、本事業の適切な運営が確保できる

体制の確保に努めること。

(2) 訪問支援員は本事業による支援を適切に行う能力を有する者とする。ただし、訪問支援員は次のいずれにも該当しない者とする。

ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等の虐待を行った者

(3) 訪問支援員に対し次の研修を実施すること。また、本研修に関する実施計画書又は実施報告書を提出すること。

ア 事業の目的、内容、支援の方法、個人情報の適切な管理や守秘義務等についての研修

イ 育児支援、養育支援を行う訪問支援員へのAED（自動体外式除細動器）の使用方法や心肺蘇生等の実習を含んだ救急救命講習及び事故防止に関する講習（安全チェックリストの活用やヒヤリハット事例の検証等を内容とする）

## 9 利用者負担額

利用者負担額は以下のとおりとする。

世帯の区分		利用者の負担額	
		訪問支援費 (1時間当たり)	交通費等 (1回当たり)
1	生活保護世帯の場合	0円	0円
2	市町村民税非課税世帯の場合	300円	190円
3	市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯の場合	600円	530円
4	1から3までに該当しない世帯の場合	1,500円	930円

## 10 委託料

単価契約（実績払）とし、下記の経費とする。なお、利用者の負担額が生じる場合は、その額を差し引いた金額とする（第二種社会福祉事業に該当するため、消費税及び地方消費税は非課税）。

### (1) 訪問支援費

1時間当たり 3,000円

### (2) 交通費等

1回当たり 1,860円

### (3) 会議等出席費

1回当たり 2,000円

### (4) 事務費・管理費

1世帯当たり 月額 4,700円（ただし、月に1件以上の利用がある月のみ）

### (5) キャンセル料

ア 利用者から訪問支援員へ訪問支援実施日の前日午後5時までに、キャンセルの連絡がなく、訪問支援員が利用者宅を訪問する前にキャンセルが確認できた場合

1回当たり 3,000円

イ 利用者宅を訪問したにも関わらず業務を履行することができなかった場合

1回当たり 4,860円

## 11 その他

(1) 受託者は、本事業の実施に当たり、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うこと。これに備えて、本事業に係る保険に加入すること。

(2) 受託者は、本業務を実施するための個人情報の取り扱いについては、別紙「情報セキュリティ特記仕様書」の内容を遵守しなければならない。

(3) 本事業の実施に当たり、本仕様書に定めのない事項については、市と受託者が協議の上、その内容を定めるものとする。